

SDGs と子どもの貧困問題

松田 洋介

1 SDGs は貧困問題を第一の課題に掲げている

SDGs の 17 あるゴールで最初に挙げられるのは「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことである¹。この「貧困」問題のゴールには 7 つのターゲットが設定されており、最初のターゲットは「1 日 1.25 ドル未満で生活する」「極度の貧困」を終わらせることであるが、続いて「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にあるすべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」こと、さらに「各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度および対策を実施し、2030 年までに貧困層および脆弱層に対して十分な保護を達成する」ことが掲げられている。これを文字通りに解釈すれば、SDGs は、「健康で文化的な最低限度」に満たない生活をしている層、さしずめ、生活保護制度の活用によって「最低生活費」以下で暮らす層を半減させることを最重要目標の一つとして位置付けている。だとするならば、日本社会で SDGs の実現を阻んでいる重要な要因のひとつは生活保護の捕捉率の低さである。

本稿では、このように貧困に関わる SDGs のターゲットを理解した上で、とりわけ子どもの貧困に焦点を絞り、現在の日本社会における子

どもの貧困はいかなる状態にあるのか、子育て世帯の上述の SDGs のターゲットの実現を阻害している要因は何か、といった問題を各種公的データや筆者が関わった調査データを用いて検討する。その上で、子どもの貧困問題克服のために SDGs はいかに活用しうるのかを示す。

2 「最低生活費」未満で暮らす子どもが数多く存在している

日本の子どもの貧困が注目され始めたのは、いわゆる企業主義的統合²の収縮が進んだ 2000 年代に入ってからである。これは近年の SDGs の隆盛とは全く関係が無い。とりわけ 2008 年は「子どもの貧困元年」と呼ばれ、子どもの貧困に関わる書籍が相次いで出版された。また、2009 年に誕生した民主党政権ではついに子どもの貧困率（15.7%）が正式に発表され、子ども手当や高校無償化法案などが矢継ぎ早に成立した。自民党の政権復帰後は、民主党政権時の政策のバックラッシュが生じたが、子どもの貧困は政策的アジェンダとして維持されており、2013 年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014 年には「子どもの貧困対策大綱」が閣議決定された。

しかしながら、これまで具現化している子どもの貧困をめぐる政策は弥縫策の域を出ていない。例えば、直接的な効果のある貧困世帯への

現金給付は拡充されていない³。2018年の国民生活基礎調査において、子どもの相対的貧困率は14.0%となっている。2012年に16.3%を記録してから若干減少しており、政策的効果が現れているかのようにみえるが、実際には、低所得層の賃金増加が主因であり、社会保障の拡充が理由ではないのである⁴。

そもそも、相対的貧困率の推移だけでは、貧困の実態の変化を把握することは困難である。相対的貧困率は、等価可処分所得の中央値の半分を貧困線として設定した上で、それを下回る世帯の割合を示している数値であるに過ぎず、全体的な所得水準が低下した場合、相対的貧困率に変化がないまま、生活水準は低下している可能性があるからである。実際、子育て世帯の生活水準はこの20年間で大きく低下している。1997年には等価可処分所得の中央値は297万円・貧困線は149万円であり、現在はそこから中央値で50万円、貧困線は25万円ほど低下している。現在の貧困層は、20年前の貧困層よりも一層厳しい生活をしている。

後藤道夫は、この間の子育て世帯の変化を、「中間階層化」と「『下一割』のひどい貧困」という枠組みで整理している⁵。1995年の時点では、40歳代男性で、夫婦で子育てをしているのは71%であったのに対して、2015年には51%まで急減している。この20年間で子育て世帯が大幅に減少していることがわかる。重要なことは、とりわけ低所得男性の世帯形成割合が低下していることである。一般的に所得が高いほど世帯形成率が高い。そのことを踏まえて40代男性の世帯形成率を所得階層別に確認すると、2002年の時点では250～299万円の年収階層でも世帯形成率が50%程度あったのに対して、2017年では、400～499万円の年収階

層にならないと世帯形成率が50%程度に至らない。低収入での世帯形成が困難になっていることを示している。こうした子育て世帯の「新中間層化」に加えて、さらに注目すべきは、子育て世帯の所得階層の「下十分位」（所得階層を10つに分類した際の最下階層）に着目すると、その実質等価可処分所得が著しく低下していることである。このことは、下十分位の子育て世帯は最低賃金が上昇しているにもかかわらず、生活がいっさい改善されていないことを意味している。最低所得階層の子育て世帯の経済状況がより悪化していることがうかがえる。その上で重要なことは、こうした下十分位の子育て世帯の収入平均が最低生活費を下回っていると算定されることである。生活が悪化しているにもかかわらず、この層の多くが、生活保護を利用していないことを示している。

周知の通り、2013年以降、生活保護の生活扶助基準は大幅に引き下げられてきた。その結果、多くの世帯で生活保護費の受給額が減少しただけでなく、生活保護制度に準拠している住民税の非課税基準や就学援助や保育料などの基準も低下し、最低生活費に近い水準で生活している生活保護を受給していない低所得子育て世帯の生活にも打撃を与えた。生活保護を受給せずに最低生活費以下で生活している世帯が数多く存在している問題状況を前に、自公政権は、生活保護制度の運用改善をするのではなく、最低生活費以下の世帯に生活保護制度を切り下げることで対応しようとしてきた。子どもの貧困問題に関わっては、「1」で示したSDGsの理念に真っ向から反するような施策が展開されてきたのである。

3 ワーキングプアを生きる保護者はなぜ生活保護を受給できないのか

こうした状況を踏まえた上で、次に、低所得層子育て家族が生活保護をどのように捉え、どのように利用しているのか／していないのかを、筆者が関わった低所得者向け公営団地での調査の結果にもとづいて検討したい⁶。上述の通り、生活保護制度の捕捉率の低さが、SDGs のいう「2030 年までに貧困層および脆弱層に対して十分な保護を達成する」というターゲットの実現を阻む主要因だからである。調査は当該団地の住民基本台帳をもとに子育て世帯 200 ケースを無作為抽出し、郵送と直接訪問で調査を依頼し、66 ケースに協力を得た（2009 年から 2011 年にかけてインタビューを実施：2009 年調査）。さらに 2015 年に 2009 年調査対象者に追跡調査を実施し、66 ケースのうち 23 ケースの協力を得た（追跡調査）。その上で、調査対象者から得られた収入と福祉利用に関する情報をもとに、調査対象世帯を経済状況に応じて

（ただし、収入に関わる情報は口頭で述べられた概算であり、緻密な分析に耐えられるものではない）、「最低生活費未満」（世帯収入が最低生活費に満たない世帯）、「生活保護受給」（生活保護を受給している世帯）、「経済的不安定」（世帯収入が最低生活費の 1.4 倍未満の世帯）、「安定」（世帯収入が最低生活費の 1.4 倍以上）の 4 つに分類した⁷。以下の表は「追跡調査」に協力したケースに限って、上述の経済状態に関する分類と就労状態のクロスを二つの調査時点別に示したものである。

表から視えるのは、第一に、ケース数が少なく母集団の割合を反映しているとはいえないが、追跡調査時点で世帯収入が最低生活費以下の 11 ケースのうち、生活保護受給世帯は 5 ケースであり、それ以外の 6 ケースは生活保護を受給していないことである。「非正規」世帯×「最低生活費未満」のいわゆる「ワーキングプア」世帯がほとんどである。第二に、正規世帯でも「経済的不安定」世帯であるケースが一定の割合で存在しており、正規就労は必ずしも生活の安定をもたらしていない。ちなみに、

表 世帯類型別雇用形態の変化

	2009年調査(2009～2011)					追跡調査(2015)			
	非就労	非正規	正規	合計		非就労	非正規	正規	合計
生活困 難層	最低生活費未満	53, 135	02, 131, 36, 91, 124, 100	193, 103, 137, 173	12(7)	53	36, 91, 124*, 164*		6(5)
	生活保護	07, 69, 67	49, 84		5(4)	07, 69, 67, 84, 135			5(4)
	経済的不安定		33, 163, 79	76	4(2)		33, 49, 131, 163	103, 137, 173, 193	7(4)
安定層	安定			26, 164, 44, 190	4			26, 44, 02, 190, 76, 79, 100	7(3)
	不明		125		1		125		1(1)
	合計	5(4)	12(10)	9	26(14)	6(5)	9(9)	11(3)	26(17)

※セル内の数字はケースの番号。

※太字はひとり親世帯。太字のイタリックは父子世帯。また合計欄の（ ）内はひとり親世帯の内数。

※「追跡調査（2015）」において、二重線は経済類型／雇用形態に変化があったもの。*の付いている太字は、前回調査時以降、離別し、ひとり親世帯になったケース。

2009年から2015年にかけて経済的に好転している世帯が11ケースあるが、それらは①転職や一時的な賃金増による主たる稼得者の所得増②家族の多就業化の二つによってもたらされていた。家族の多就業化は子育てに専念していた母親が就業するケースに加えて、子どもが離家せずに就労したことで所得が増加したケースがあった。いずれも、かつての企業主義的統合の枠外にある家族構成員たちの試行錯誤による生活状況の改善であった。

「最低生活費未滿」世帯の保護者たちはなぜ生活保護を受給しないのだろうか。保護者の語りから明らかになったのは次の3点である。第一に、生活保護制度の理解不足である。インタビューが生活保護について訊ねると、保護者たちは「わたしはまだ働けるので」や「まだまだがんばりたいんだよね」と語っていた。生活保護は、就労不可能な健康状態になって初めて受給可能になると認識しており、就労しながら最低生活費に満たない部分を補填する利用方法が想定できていない⁸。

第二に、できる限り生活保護受給申請を受理しないようにする福祉行政の対応、いわゆる水際作戦である。あるケースでは、生活保護の申請に行った際に窓口のケースワーカーにさまざまな理由をつけて申請受理してもらえなかった（その後、児童委員に勧められて二度目のチャレンジをしたところ、受給申請受理された）。水際作戦は、当事者たちに屈辱的な経験をもたらす。当事者に親身になるケースワーカーもいるが、誰が担当者であるか、民生委員の口添えがあるかどうかなど恣意的な理由によって受給申請の受理が左右される状況こそが、生活保護受給申請を躊躇わせている。

第三に、生活保護受給によってさまざまな生

活上の制約を課せられることへの忌避感である。積み立てた学資保険を失わなければならないこと、車の所有が認められないとされていること、ケースワーカーから就労督促を受けること。扶助を受けることで、自身の生活の裁量が喪われ、他者から介入を受ける立場になることへの忌避感が強かった。

第四に、これが最も大きい理由であるが、扶助を受ける存在になること自体への忌避感である。例えば、あるシングルマザーは「それ（生活保護を受給するの）だったら、這ってでも、仕事した方がいいなって」と語った。こうした意識は、生活保護受給者への差別意識にも繋がっていた。以下は、生活保護受給経験があるが、調査当時は生活保護を受給していないシングルマザーの語りである。

「あの、今、ね、やっぱこの団地でも生活保護の方とかっていらっしゃるけれど、生活保護費もらって、でもパチンコ屋に入り浸ってるとか、何かそういうのをね、やっぱ見ると、何かきちっとした、本当に必要な人に受給が、何か厳しくなってて、こう、まだ働けるんじゃないかな、え、働いても別にいいんじゃないかなっていう人たちがもらってるっていうのがやっぱり、ね、私もいつとき生活保護はもらってましたけれど、やっぱ自分で子どもを育てていく上で、やっぱりきちっと、あの、働いて、今、生活保護のほうももらってない状態にまで持ってきているので、何か働けるのに働かないで生活保護を受給してる、何かそこがちょっと違うのかなと思って」

彼女が語る生活保護受給者像は、生活保護の

ネガティブキャンペーンでしばしば目にするステレオタイプである。彼女の身近に実際にそうした事例があったわけではないだろう。ポーガムは、貧者の地位を決定するのは、ある人物が集合体から公的に受けとる扶助であるとする。そして、扶助を受けとることで他のすべての人々に依存している特殊な階層（≠貧者）となり、必然的に自らの価値を貶められてしまうと指摘する⁹。生活保護非受給者は、自身が決して裕福な暮らしをしていないことを自覚しつつも、生活保護受給者のように扶助を受けずに子どもを育てる存在になり得ていることを精神的な支えとしながら、経済的に厳しい生活をやりくりしていた。

4 生活保護を受給している保護者はどのように納得しているのか

次に、同じ調査で出会った生活保護を受給している保護者に着目する。生活保護受給世帯は、上述のような生活保護を忌避する阻害要因を共有しながらも、受給することを選択している。だとするならば、生活保護受給者は、どのような論理で生活保護受給を納得しようとしていたのか。

最初に確認しておきたいのは、調査対象者たちが、あらゆる公的扶助や公的福祉を忌避しているわけではないことである。というのも、児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童手当、就学援助など、生活保護以外の公的扶助、とりわけ子育てに関わる扶助は忌避感なく受給しているケースがほとんどだからである。例えば生活保護受給を忌避していた母親は、児童扶養手当については「まあ、もらえるものはきちんともらいながら生活したいですね」と語っていた。

保護者たちは、これら子育てに必要な資源として納得して受けとっていた¹⁰。別言すれば、生活保護以外の手当は、貧者にならずに受けとることができるものとして認識されていた。

だとするならば、生活保護受給者は自らの価値を貶めることを前提に生活保護を受けとっているのであろうか。しかし、実際には生活保護受給の論理は一様ではない。最も典型的な論理のひとつは、就労自活の挫折の甘受である。あるシングルマザーは、離婚後しばらくは近所の知り合いに子どもを預けて働いていたが、それも難しくなり、仕事を辞めて生活保護を受給することを選択している。生活保護受給中は貯蓄が難しいため、子どもの成長に伴う支出増を心配しつつも、「お世話になっている以上は、文句は言えないでしょ。お金が多いだのとか少ないだのとか、文句は言えない」と語った。就労自活規範への準拠を維持しつつも、その規範からの挫折者として自身を捉えることで生活保護受給を納得しようとしていた。このように苦悶する生活保護受給者は、世間一般が期待するイメージを具現化しているといえる。

他方で、より積極的に生活保護受給を選択する場合もあった。すなわち、子どもをケアするために、生活保護受給を選択するという論理である。あるシングルマザーは、生活保護を受給することで時間に余裕が出来、子育てに充実した日々を送れるようになったと積極的に語っていた。授業参観にも参加できるようになったことで、他の保護者との良好な関係が生まれ、現在ではPTAの役員を担うまでになった。また、別のシングルマザーは「もっとお金を稼ぎたい」という気持ちもあるが「子どもがやっぱちっちゃいからそばにいたいっていうのもあるし。初めて寝返り打ったとか、はいはいしたと

かを自分の目で見たい」から、仕事よりも子育てを優先したいと語った。

以上のように、とりわけひとり親世帯においては、子どもに十分なケアができるようになるために生活保護を受給するという選択がなされることがあった。これは、自身が困窮状態に陥ったら生活保護を受給する権利があるといういわば生存権に依拠した正当化のあり方とは異なっている。というのも、自分の生活のためというよりも、自分より脆弱な存在である子どもを育てるべきという規範、いわば保護者としてまっとうに役割を果たさなければならないという規範に裏打ちされた生活保護受給の論理だからである。これは、フェミニズム法学者であるファインマンの言葉を用いれば、異性愛を前提とした性的ユニットを基盤とした家族という私的領域において子どものケアを行うという既存の制度¹¹では、ケアの担い手（＝多くの場合は妻）の生活費を稼ぐ存在（＝多くの場合は夫）がいなければ（＝ひとり親になると）、ケアも生活も窮地に追い込まれるという事態を前に、子どものケアを支える担い手の生活を公的に負担することを正当化し¹²、それを支える制度として生活保護を読み替えることで受給を納得していることになる。自身の生存権の論理とは別に、こうした子どものケアを保障するために生活保護制度を利用するという論理を公的に保障することで、ひとり親たちは自らを貧者とみなさずに生活保護を受給できるようになる可能性がある。

5 貧困を生きる子ども固有の困難とニーズを明らかにする必要がある

以上、家庭の経済的事情という視点から子ど

もの貧困をめぐる問題を検討してきた。しかし、貧困を生きる子どもには、保護者の経済的状况に還元されない固有の困難がある。SDGsも同様の視点に立っている¹³。この間の調査研究で明らかにされてきた貧困を生きる子ども固有の困難として、例えば、以下のようなものがある。

第一に、貧困家庭では、子どもが健康的に育てられる環境が成立しにくい。東京都が実施した「子どもの生活実態調査」¹⁴によれば、小学校5年生の保護者のうち、過去1年間で必要な食料の購入を控えた経験があると回答したのは、「一般層」では2.6%であったのに対して、「周辺層」は21.2%、「困窮層」では72.6%に及んでいる。また、医療の受診抑制経験があると回答したのは、同じく小学校5年生の保護者では、「一般層」が15.0%であるのに対して、「困窮層」では24.8%である。実際、小学校5年生の子どもに自身の健康状態について訊ねたところ、「よい」と回答している割合は、一般層では47.1%であるのに対して、「周辺層」は36.7%、「困窮層」は38.2%と低く、とりわけ「困窮層」の16-17歳ではその割合が28.4%まで低下し（「一般層」43.5%、「周辺層」39.2%）、年齢が上がるにつれて健康格差が拡大している。さらに、子どもができてからの経験として、「配偶者から暴力」を受けた経験、我が子を虐待していると思い悩んだ経験などが、困窮層の保護者に多い。貧困家庭の子どもは暴力に晒されるリスクが高く、精神的に不安定になりやすい環境を生きることが覗える。

第二に、貧困家庭の子どもは学校で不利な状況に陥りやすい。同調査における成績の主観的評価では「上の方」「やや上の方」と回答する

割合は、小学校5年生で「一般層」では43.8%であるのに、「周辺層」「困窮層」はおおよそ30%弱であり、「やや下の方」「下の方」と回答する割合が高い。通塾率、親に勉強を教えてもらえる割合、自分専用の勉強機の所有率などが「一般層」に比べて低く、家庭での学習環境に不利がある。さらに海水浴、博物館・科学館・キャンプなど家族での課外活動の経験が少ないことも、学校での不利につながりやすいだろう。

第三に、貧困家庭の子どもたちは、子ども社会に浸透している消費文化世界で不利になりやすい。同調査でも「たいていの友達がもっているおもちゃ」「おやつや、ちょっとしたおもちゃを買うお小遣い」「友達が着ているのと同じような服」「携帯電話やスマートフォン」などは、「困窮層」の子どもの所有率が顕著に低い。家庭の経済的資源の不足から生じる消費文化世界での逸脱によって、仲間集団から排除されたり、いじめの対象となるリスクが高まる。実際、「困窮層」や「周辺層」の小学5年生の「いじめられた」経験や学校に行きたくないと思った経験の割合は「一般層」と比較して高い。

以上、貧困を生きる子ども固有の困難を3つ指摘したが、とりわけ第二、第三に挙げた困難は日本においてはいまだ公的保障の対象とは認められにくいだろう。貧困を生きる子どもの不利が放置されやすいということである。子どもの貧困対策法制定後、子どもの貧困実態調査を実施する地方自治体が増加し、保護者だけでなく、子ども自身が回答する調査も多い。子どもそれぞれ自体に焦点をあてた貧困指標の開発は未だ発展途上であるとはいえ、上述の調査結果も手掛かりにしつつ、子どもへの支援＝保護者への

支援という図式を相対化し、子どもの固有のニーズを把握し、子どもを直接支援する施策の展開が期待される。

6 SDGs は日本の子どもの貧困対策に今 のところ何ももたらしていない

現代日本の子どもの貧困に関する問題を概観してきた。その上で、SDGs は子どもの貧困問題になにをもたらすのか。

これまで見てきたように、日本社会における子どもの貧困は、深刻な課題を内包しつつ、SDGs とは無関係に社会問題化されてきた。また、現在のSDGsの社会的な盛り上がり、日本社会の子どもの貧困問題解決に寄与しているわけでもない。「SDGs アクションプラン2021」（SDGs 本部 2020年12月）をみても、「子供の貧困対策や教育のデジタル・リモート化を進めると共に、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進し、次世代へのSDGs浸透を図る」という記載がある程度である。その具体的な施策も、弥縫策の域を出ない既存の子どもの貧困対策の羅列に終始している。最低限、生活保護制度を十全に機能させるだけでも状況は改善されるが、その記述はない。SDGs は日本の子どもの貧困対策に今のところ何の影響ももたらしていないように見える。

とはいえこのことは必ずしもSDGsそれ自体に原因があるわけではない。もちろんSDGsの理念それ自体への懐疑は持ち続けるべきだが、現在の日本ではSDGsで掲げられた貧困をめぐる最低限の理念すら実現から程遠い。これはSDGsの理念に内在した問題ではなく、日本社会が直面している課題であり、反貧困政策を本格化するだけの情勢が生まれていないことを表

しているに過ぎない。だとするならば、SDGs それ自体が「言説闘争の妥協」の上に成立しているものであることを踏まえ¹⁵、SDGs という公共政策に影響を与えうる言説闘争にあえて参与する意義はある。たとえば、貧困問題は開発途上国の問題として認識されがちであるが、SDGs は先進諸国も抱える問題として明確に打ち出しており、日本の貧困に消極的だった層に一定のメッセージを発するものにはなりうるからである。また、学校現場では、SDGs 教育がひとつの進歩的な教育理念として頻出してい

る。SDGs 教育の一環として日本社会の貧困問題を取り上げることができし、SDGs の理念を実現するよう学校に働きかけることもできるだろう。

このように、SDGs は、ひとまずローカルレベルにおいて、貧困問題に関心が薄い層も巻き込みながら施策を展開するための理念として活用されうるのである。

(まつだ ようすけ・大東文化大学教授、
労働総研理事)

- 1 SDGs の基本的理解については、南博・稲場雅紀『SDGs』岩波新書、2020 年を参考にした。
- 2 後藤道夫『収縮する日本型〈大衆社会〉』旬報社、2001 年。
- 3 広井多鶴子(2021)「貧困“再発見”から 15 年……子どもの貧困対策が「現金給付」に消極的である理由」<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/87208> 2021 年 9 月 28 日
- 4 ちなみに、2018 年国民生活基礎調査において、ひとり親世帯の貧困率が 48.3%であり、ふたり親世帯の 11.2%と比較して著しく高い。ひとり親世帯の貧困率が高いのは先進国で共通しているが、ひとり親の就業率は高いにもかかわらず、貧困世帯が多いのは日本固有である。ひとり親の多くが女性であり、女性に非正規労働者が多く、また雇用形態に関わらず女性の賃金が低く抑えられていることが背景にある。
- 5 後藤道夫「新自由主義改革と子育て世帯」『季刊 保育問題研究』306 号、2020 年 12 月、pp.133-145。
- 6 本調査の全貌については、小澤浩明・松田洋介編『低所得層家族の生活と教育戦略』明石書店、近刊を参照のこと。
- 7 なお、経済状態に関わる「不明」は収入が聞き取れなかったケースである。
- 8 就労不能な健康状態になって初めて生活保護を受給すると、就労可能な状態にまで回復するのに長期間を要することになる。
- 9 セルジュ・ボーガム(川野英二・中條健志訳)『貧困の基本形態』新泉社、2016 年、pp.18-19。
- 10 近年、これまでの近代社会でイメージされてきた依存と自立の関係それ自体の問い直しも進んでおり、依存と自立は対立概念ではないとする捉え方も拡がりつつある。公的扶助を受けることで「特殊な階層」に陥るという前提を自明視する必要はない。その方向での生活保護受給の論理がありうることを認めつつも、ここでは、生活保護受給当事者が紡ぎ出したつた別の論理について考えていく。
- 11 マーサ・ファインマン(上野千鶴子監訳・速水葉子・穂田葉子訳)『家族、積み過ぎた方舟』学陽書房、2003 年。
- 12 もちろん、児童扶養手当や特別児童扶養手当はケアの担い手の生活を支えるためにも存在している制度であるが、支給額が少なく、実際にはその生活を支えることはできない。
- 13 例えば、Chzhen,Y., Bruckauf, Z. andToczydlowska, E. (2017) . Sustainable Development Goal 1.2: Multidimensional child poverty in the European Union, *Innocenti Working Paper* 2017-07, UNICEF Office of Research, Florence.
- 14 首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター「東京都子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】」2017 年 3 月。本調査では、①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如という 3 つの要素について、2 つ以上の要素に該当するケースを「困難層」、いずれかひとつの要素に該当するケースを「周辺層」、いずれの要素にも該当しないケースを「一般層」として定義している。
- 15 太田和宏「SDGs と開発イデオロギー」『経済』(No.301) 2021 年 7 月号、pp.71-82